

四日市市告示第 99 号

四日市市文化活動促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 20 日

四日市市長 森 智 広

四日市市文化活動促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市文化活動促進補助金交付要綱（令和 3 年四日市市告示第 201 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第 4 条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>令和 5 年度</u>の市民文化事業支援補助金（全市的事業、地区事業） 又は民間文化施設活用事業支援補助金に採択された催し物</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第 4 条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>令和 4 年度</u>の市民文化事業支援補助金（全市的事業、地区事業） 又は民間文化施設活用事業支援補助金に採択された催し物</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

(シティプロモーション部文化課)